

太宗・順治朝の鑲藍旗とその旗王

——アイドゥリの断罪をめぐる——

磯部 淳史

はじめに

順治元年(1644)六月二十七日、鑲藍旗のグサ＝エジェンであったアイドゥリ(愛度礼/艾度礼 Aiduri)が死罪に処された。アイドゥリの罪状は、この前年の順治帝の即位に対し、幼少の皇帝の即位と、それともなう摂政王の執政を不本意とする誓文を密かに作成したというものであり、その悪行が万死に値すると議され、夫人のウラ＝ナラ(烏喇那喇 Ula Nara)氏、その子のハイダリ(海達里 Haidari)とともに処刑されたのである。事件の詳細は『世祖実録』や、実録のもとになった史料の一つである『満文内国史院檔』に記載されている¹⁾。

このアイドゥリは、太祖ヌルハチ(努爾哈齊 Nurhaci)の甥アミン(阿敏 Amin、ヌルハチの弟シュルガチの次子)の次子であり、鑲藍旗のグサ＝エジェン(固山額真 gūsai ejen、旗を管轄する大臣で、戦時には旗の指揮官)であると同時に、鎮国公(入八分鎮国公)の王爵を持つ鑲藍旗の旗王であった。この旗王とは旗に支配権を持つ上級の王公のことを指し、彼らは八旗制において、皇帝と並んで旗人を支配するエジェン(ejen、主人の意)としての存在であり、一般の旗人や、同じ清朝の宗室でも王爵を持たない者とは隔絶した身分差があった²⁾。

この事件は、数ある清初³⁾の王公や旗人の断罪の中でも、グサ＝エジェンの要職にあり、かつ旗王という高位にあった人物が処刑されたという点で、特異かつ重大な事件であったと思われるが、これまであまり取り上げられることがなく、言及している場合でも、順治帝即位に伴う清朝内部の政治的混乱の事例の一つとして紹介されるにとどまっている⁴⁾。しかしながら前述のように、この事件は清初期の政治事件の中でもかなり特異なものであり、事件の重大性に鑑みれば、この事件にはいかなる背景があり、またアイドゥリの所属旗である鑲藍旗との関わりも含めて考察する必要があるのではないだろうか。

そもそも、清初の鑲藍旗に関する研究自体極めて少なく、また鑲藍旗について言及しているものであっても、太宗朝初期における有力旗王であったアミンや、順治帝の親政期に至るまで政局に大きな影響力を及ぼしたジルガラン(濟爾哈朗 Jirgalang、シュルガチの六子)ら特定の旗王についての言及に限定され、他の旗王の存在については等閑視される傾向にある。例外的に、清朝前期の鑲藍旗についての専論である鈴木2012は、ジルガラン以外の旗王についての言及も多いが、ただし鈴木氏の考察対象は順治朝後半期から康熙朝の鑲藍旗旗王であり、順治以前については言及が少ない。

こうした特定の旗王以外に関する言及がない理由としては、鑲藍旗が正藍旗や鑲紅旗のような他の下五旗と異なり、ヌルハチ時代から一貫してシュルガチ系の旗王が旗に君臨し、大規模な改組も他旗へニル(牛录 niru、漢訳は佐領。地縁・血縁に基づいて編成された八旗を構成する基本組織)が移動することもなく⁵⁾、一見して内実がわかりにくい旗であること、また太宗ホンタイジ(皇太極 Hong Taiji)に反抗的であったアミンが失脚した後に、旗内の中心的存在になったジルガランが太宗に近い旗

王であったため、太宗朝の鑲藍旗は概ね太宗の影響下にあったと見なされていることが理由として考えられる。しかし太宗の影響下にあったことと、太宗が鑲藍旗に対しては、他旗に対して行ったようなアプローチを何もしなかったというのは別の問題である。筆者自身もこれまで考察してきたように、当該旗王の政治的立場如何にかかわらず、旗王の支配下にあった旗に対しては、太宗、あるいは順治朝前期において政権を担当した摂政王ドルゴン（多爾袞 Dorgon）は、周到な方法でもって自身の影響力を及ぼそうとした⁶⁾。してみると、鑲藍旗に対しても太宗やドルゴンは同様なことを行なったと考えるのが自然である。また鑲藍旗の旗王は決して一枚岩ではなく、ジルガラン以外の旗王は、旗内の権力を独占しているジルガランに対して不満を持っていたという杜家驥氏の指摘に鑑みても⁷⁾、鑲藍旗の各旗王について仔細に考察する必要があるだろう。

今ひとつ、清初の鑲藍旗において注目すべきは、「旗王系グサ＝エジェン」の存在である。筆者はかつて、清初において本来旗を支配する立場にあり、一般の旗人たちと隔絶した身分差のあった旗王が、通常臣下が就く官職であるグサ＝エジェンに任命される事例を仮に「旗王系グサ＝エジェン」と名付け、鑲紅旗の事例について考察したが⁸⁾、鑲藍旗は太宗朝の天聰五年（1631）から一貫してこの特異なグサ＝エジェン人事が行われてきた旗であった。前稿で指摘したように、旗王系グサ＝エジェンの任用は、任じる側（鑲紅旗の場合はドルゴン）の政治的意図が多分に反映されており、清初における皇帝権力の伸長とも密接な関係があったと考えられる。そのためこの鑲藍旗における旗王系グサ＝エジェンの任用は、単に鑲藍旗内の問題だけでなく、清初の皇帝権力について考える上でも、看過出来ない問題である。しかしながら先行研究では、鑲藍旗で宗室旗王がグサ＝エジェンに任じられることが常例となっていた事実について指摘はされているものの⁹⁾、この人事の持つ意味や当該期の政局との関係についてはこれまで言及されてこなかった。そのため、この旗王系グサ＝エジェンについても改めて考察する必要があるだろう。

以上のような問題意識から、本稿では太宗朝、および順治朝初期における鑲藍旗とその旗王について考察し、あわせて、重大事件でありながら従来等閑視されてきたアイドゥリ断罪事件の背景やその意義についても考えてみたいと思う。同じ下五旗であっても、旗によって内部事情が異なるという鈴木真氏の指摘を踏まえれば¹⁰⁾、従来研究が手薄であった清初の鑲藍旗の旗王家について検討し、彼らと太宗やドルゴン政権との関わりについて考察することは、清初政治史における鑲藍旗の位置づけを明らかにするだけでなく、清初の皇帝・旗王関係の解明にも寄与するものであり、研究的意義は大きい。

なお考察に当たっては、旗内における旗王と旗人の主従関係（どの旗人がどの旗王に属しているか）や旗王や旗人の婚姻関係、家系・出自に着目して分析する。これまでも清朝政治史において岡田英弘・杉山清彦・鈴木真・杜家驥らの諸氏が、婚姻や出自、主従関係に着目した研究を行っており、婚姻や主従関係の解明は清朝政権について考察するための重要な視点といえ、本稿でもそうした手法を用いて考察を進めていく¹¹⁾。

1. 太宗朝の鑲藍旗旗王とグサ＝エジェン

本章では、太宗朝における鑲藍旗の旗王たち、および鑲藍旗のグサ＝エジェン就任者について、先行研究を踏まえつつ、それぞれの旗王の政治的立場や、太宗との関係について整理・考察していく。

(1) 天聰年間の鑲藍旗旗王と旗王系グサ＝エジェンの出現

前述のように、順治朝以前の鑲藍旗の旗王はすべてシュルガチ系の人物であった。シュルガチには計九人の子がいたが、このうち長子のアルトゥンガ（阿爾通阿 Artungga）、三子のジャサクトゥ（扎薩克図 Jasktu）は、明の万暦三十八年（1610）に、シュルガチの罪の責任を負って刑死している¹²⁾。また四子のトゥルン（図倫 Tulun）は明の万暦四十二年（1614）に、五子のジャイサング（寨桑古 Jaisanggū）は天命十年（1625）に早世しており¹³⁾、太宗時代に鑲藍旗の旗王であったシュルガチの諸子は、次子のアミン、六子のジルガラン、そして八子のフィヤング（篇古 Fiyanggū）の三人であった¹⁴⁾。

この三人の中でアミンは、ヌルハチ時代の「四大ベイレ」の一人であり、ダイシャン（代善 Daišan、ヌルハチの次子）、マングルタイ（莽古爾泰 Manggūltai、ヌルハチの五子）と並んでヌルハチ時代は太宗よりも年長、かつ上位のベイレであったため、太宗朝前期の天聰（1627～1636）初年は、実質的にはこの三人がハンと同格に君臨する併存体制であった。太宗がこの三人のベイレを順々に失脚させることで自らの君主権力を確立していったことはよく知られているが、アミンは三人の中でも最初に太宗の標的になり、明との戦いにおける敗戦の責任をはじめ、十六条の罪を問われて天聰四年（1630）六月に失脚し、死罪は免じられたものの財産を没収され幽禁となった¹⁵⁾。

アミンが失脚した後、鑲藍旗の中心的な旗王となったのはジルガランである。アミンが失脚・幽禁された直後の同年九月、早くもジルガランは鑲藍旗の管旗の旗王として、弟のフィヤングと、アミンの子のアイドゥリ・グルマフン（顧爾瑪洪 Gūlmahūn）を率いて、アミンのような悪行をなさない旨の誓文を提出している¹⁶⁾。ジルガランはこの時点で鑲藍旗旗王中の最年長であり、かつアミン、および同時に罪に問われたアミンの四子・ホンコドイ（洪科退 Hongkodoi）の属民（満洲語ではジュシェン/jušen）・ボーイ＝アハ（booi aha）・財貨・家畜を与えられて、名実ともに鑲藍旗内における最有力旗王であった。後述するように、その後も鑲藍旗の旗王に不祥事があった際には、没収された財産や属民がジルガランに与えられている事例が多いことから、アミン失脚後は、彼がシュルガチ家の中心的人物と見なされていたことがうかがえる。

ジルガランが鑲藍旗の旗王内において筆頭格たり得たのは、年齢もさることながら、太宗と強い結びつきがあったことも関係あるだろう。すでに先行研究の指摘もあるように、ジルガランは幼少時に宮中で太宗とともに育てられた経緯を持っており¹⁷⁾、旗王の中では鑲紅旗旗王のヨト（岳託 Yoto、ダイシャンの長子で、彼もまた太宗とともに宮中で育てられている）、正紅旗旗王のサハリヤン（薩哈廉 Sahaliyan、ダイシャンの三子でヨトの異母弟）と並んで太宗の支持者であり¹⁸⁾、事実アミンが太宗の意に反するような行動を取ろうとした際には、ジルガランはこれを諫止している¹⁹⁾。

今ひとつ、太宗とジルガランの結びつきを示すものが、ジルガランの婚姻関係である。ジルガランはその生涯のうちに、都合四度嫡夫人を娶っているが、最初の嫡夫人ニユフル（鈕祜祿 Niohuru）氏（ヌルハチの挙兵以来の功臣で、五大臣の一人もあったエイドゥ [額亦都 Eidu] の娘）が死去した後は、旧海西王家の出身であるイエヘ＝ナラ（葉赫那喇 Yehe Nara）氏のデルゲル＝タイジ（德爾格爾台吉 Delger Taiji）の娘を娶り、さらにこの継娶夫人（二番目の正夫人、以下同）が天聰三年以前に死去した後に、同じデルゲル＝タイジの娘がジルガランの四娶夫人となっている²⁰⁾。なおこの夫人は前述の継娶夫人の妹であり、最初モンゴルのチャハル王家に嫁ぎ、天聰九年（1635）に太宗がチャハルを降した後に、ジルガランの要望によって彼に再嫁したスタイ（蘇泰 Sutai）太后と同一人物と思われる²¹⁾。

このイエヘ＝ナラ氏は太宗の母系氏族であり、デルゲル＝タイジは太宗の母方の従兄弟であった。先行研究が指摘するように、前述のヨトなど、イエヘ＝ナラ閏閥に属する旗王や有力氏族（以下、権門）は太宗の支持者であったが²²⁾、してみると、このジルガランとイエヘ＝ナラ氏との度重なる婚姻は、太宗が自身とジルガランとの関係を強化する目的があったと考えられる。最初のイエヘ＝ナラ氏の夫人が死去した後に、再び同じイエヘ＝ナラ氏の女性が嫁いでいることからしても、イエヘ＝ナラ氏とジルガランとの婚姻は意図的なものとするべきであろう。鈴木 2012 は、このイエヘ＝ナラ氏との婚姻によって、ジルガランが太宗と同じ「イエヘ閏閥に組み込まれ」たことを指摘しているが²³⁾、太宗はこの「イエヘ閏閥」を通じて、鑲藍旗への影響力をより強めようとはかったのであろう²⁴⁾。このように、ジルガランは鑲藍旗の旗王の中でもとりわけ太宗に近く、また太宗も一貫してジルガランを厚遇していた。

さて、太宗の行動でもう一つ注目したいのが、鑲藍旗内のグサ＝エジェン人事である。太宗が行った鑲藍旗のグサ＝エジェン人事を考える上で注目すべきなのが、冒頭で言及した同旗における「旗王系グサ＝エジェン」の存在と思われる。鑲藍旗のグサ＝エジェンは、太宗が即位した当初はイエヘ＝ナラ氏のグサantai（固三泰 Gusantai）が務めていたが、彼は『天聰五年檔』に、

鑲藍のグサ＝エジェンである大臣グサantai＝エフを、兵を統率できない、ことを処理するのが明らかでないとして革職し、フィヤング＝アゲをグサ＝エジェンとした。フィヤングはジルガラン＝バイレの異母弟。グサに良い人がいないので、バイセ（王公）をグサ＝エジェンとして任じた。

とあるように²⁵⁾、天聰五年（1631）三月に解任され、シュルガチの八子のフィヤングが後任のグサ＝エジェンとなった。これ以降、太宗朝における鑲藍旗のグサ＝エジェンは、ジルガラン系の宗室出身者から任用されることになる（「太宗朝・順治朝鑲藍旗グサ＝エジェン一覧表」参照）。

もっとも、鑲藍旗に旗王系グサ＝エジェンは、このフィヤングをもって嚆矢とするものではなく、ヌルハチ時代の天命年間にはジルガランがグサ＝エジェンを務めていたこともあり、宗室出身の旗王がグサ＝エジェンになるのは、当初からの同旗に存在した独自の常例であったという指摘もある²⁶⁾。ただ、同時期には鑲白旗のグサ＝エジェンにはアバタイ（阿巴泰 Abatai、ヌルハチの七子）、旗王身分ではないが、鑲紅旗のグサ＝エジェンにはタングタイ（湯古代 Tanggūtai、ヌルハチの五子）というように、鑲藍旗以外の旗においても、宗室出身者がグサ＝エジェンに任命された事例がある。この宗室のグサ＝エジェンの任命は、おそらく天命年間にはまだ任用の原則が定まっていなかったことに起因するもので、必ずしも鑲藍旗の特徴というわけではなく、当該期にはどの旗でも起こりうる現象であったのではないだろうか。天命末年については、各旗ともグサ＝エジェンの就任者が判然としないので確立した時期は不明であるが、天聰元年以降のグサ＝エジェンは、どの旗も権門の旗人が任用されているので、少なくとも太宗が即位した頃には、すでに旗人が任用される官職となっていたのであろう。そうした中で宗室の旗王をグサ＝エジェンに任用するのは、いわば「降格人事」であり、かなりイレギュラーなものであったと考えられる。フィヤングがグサ＝エジェンに任命された際に、その理由を「グサに良い人がいないので」と説明しているのは、本来は旗人を任命すべきところを、異例ではあるがフィヤングを起用したという意味で解釈すべきであろう。

清初のグサ＝エジェンが家職としての特徴を有していたことからすれば²⁷⁾、かつてグサantaiが

太宗朝・順治朝鑲藍旗グサ＝エジェン一覧表

	年次	就任者
太宗朝	天命十一年 (1626)	グサントイ
	天聰元年 (1627)	グサントイ
	天聰二年 (1628)	グサントイ
	天聰三年 (1629)	グサントイ
	天聰四年 (1630)	グサントイ
	天聰五年 (1631)	グサントイ→フィヤング (三月任)
	天聰六年 (1632)	フィヤング
	天聰七年 (1633)	フィヤング
	天聰八年 (1634)	フィヤング
	天聰九年 (1635)	フィヤング
	天聰十年 / 崇徳元年 (1636)	フィヤング
	崇徳二年 (1637)	フィヤング
	崇徳三年 (1638)	フィヤング
	崇徳四年 (1639)	フィヤング→アイドゥリ (五月任)
	崇徳五年 (1640)	アイドゥリ
	崇徳六年 (1641)	アイドゥリ
	崇徳七年 (1642)	アイドゥリ
崇徳八年 (1643)	アイドゥリ	
順治朝	順治元年 (1644)	アイドゥリ (六月処刑) →バドゥリ (十一月任)
	順治二年 (1645)	バドゥリ→トゥンチ (正月任)
	順治三年 (1646)	トゥンチ
	順治四年 (1647)	トゥンチ
	順治五年 (1648)	トゥンチ→ランバイ (四月任) →トゥンチ (九月任)
	順治六年 (1649)	トゥンチ
	順治七年 (1650)	トゥンチ
	順治八年 (1651)	トゥンチ→ランバイ (三月任)

※阿南 1967、杉山 2015、および『太宗実録』『世祖実録』『内国史院檔』『初集』『続集』の記述をもとに作成

従兄弟のスバハイ（蘇巴海 Subahai）から引き継いだのと同様に、イエヘ＝ナラ氏の他の旗人を任命するか、仮にイエヘ＝ナラ氏の中に適切な者がいなくとも、後年鑲藍旗のグサ＝エジェンを輩出するトゥンギヤ（佟佳 Tunggiya）地方のトゥンギヤ氏などの権門から任用することが自然であり、鑲藍旗に誰も適任者（＝「良い人」）がいないというのは、他旗の事例と比較しても違和感がある。能力を重視した人事を思わせる説明とは裏腹に、このフィヤングのグサ＝エジェン任用は、太宗に何らかの意図があったことをうかがわせる。

では、この天聰五年三月のグサントイからフィヤングへのグサ＝エジェン交代には、どのような意味があるのだろうか。また、太宗が旗王であるフィヤングをグサ＝エジェンに任命したことには、どのような意図があったのであろうか。天聰初年のグサ＝エジェンであったイエヘ＝ナラ氏のグサントイは、海西イエヘ王家の出身でアミン属下の旗人であったが、アミンが失脚した後に、ジルガランの属下に移ったと考えられる²⁸⁾。それ以前の天命後期に鑲藍旗のグサ＝エジェンを務めていたのは、前述のように同じイエヘ＝ナラ氏でグサントイの従兄弟のスバハイであり、先行研究の指摘にもあるように、彼はアミンと姻戚関係にあった。すなわち、グサントイ解任以前の鑲藍旗のグサ＝エジェンは、いずれもアミンと主従関係や姻戚関係といった強い結びつきのある旗人であった²⁹⁾。

確かに前述のように、鑲藍旗の管旗の旗王であったジルガランは終始太宗の支持者ではあったが、しかしながらそれはあくまでジルガラン個人のことであって、それが直ちに鑲藍旗全体が太宗支持ということの意味するわけではないだろう。グサントイをはじめとする鑲藍旗イエヘ＝ナラ氏は、アミン失脚後にジルガランの属下に移動しているとはいえ、アミンの属下として長年グサ＝エジェンを務めていたグサントイが旗務を担当している状況では、アミンの影響は残っていたと考えられる。そこで太宗はグサントイの解任を機に、アミンの影響を鑲藍旗から払拭し、自身の影響を及ぼしやすい体制に作り変えようとしたのではないだろうか。太宗は他旗においても、自身の影響力を行使出来るようなグサ＝エジェンの人事を行っているが、してみると鑲藍旗においても、太宗は同様なグサ＝エジェン人事を行おうとしたと考え得る。

この太宗の意図に合致したのが、アミンの属下でもジルガランの属下でもない、同じシュルガチ家のフィヤングであった。フィヤングが選ばれた理由は、彼はジルガランの弟であるものの、天聰五年時点では26歳と若年であり³⁰⁾、かつ宗室としての地位も他の旗王たちに比べて低く³¹⁾、太宗にとってはコントロールしやすい人物であったためであろう。また清初のグサ＝エジェンは政治上の要職であった議政大臣を兼ねていて、就任すれば議政に与ることが出来、シュルガチの嫡子であるにもかかわらず地位の低かったフィヤングにとっては、単なる降格人事ではなく利点のあることであった³²⁾。加えてフィヤングの嫡夫人は、太宗の側近を多く輩出しているグワルギヤ（瓜爾佳 Gūwalgiya）氏のフンドン（費英東 Fiongdon）家の出身（フンドンの娘）であり³³⁾、太宗に近い婚姻関係を持っていたことも理由の一つと思われる。

(2) 崇徳年間の鑲藍旗旗王と太宗の旗王統制

天聰五年にグサ＝エジェンとなったフィヤングは、長らく同職を務めた後、崇徳四年（1639）に罪を得て解任されるが³⁴⁾、旗王系グサ＝エジェンはその後も維持されることになった。フィヤング解任後も引き続き旗王がグサ＝エジェンに任用された理由は、筆者が以前に指摘したように、旗王とグサ＝エジェンの過度な結びつきを防ぐのに効果的だったためと考えられる³⁵⁾。鈴木2012の指摘にもあるように、ジルガラン系はアミンら失脚した旗王属下のニルを麾下に収め、鑲藍旗最大の勢力を持つ旗王家であったため、他旗のようにグサ＝エジェンの任に堪えるような権門の旗人を選ぶとすれば、必然的にジルガランの属下になってしまう。太宗は複数の旗王が存在する旗に対しては、管旗の任にある旗王と直接主従関係にない旗人をグサ＝エジェンに任命し、その旗に対してより自らの影響力を及ぼしやすくするような人事を行っているが³⁶⁾、上述のように、鑲藍旗については主だった権門の旗人がジルガランの属下であったため、同様の人事を行うことは難しかった。それが宗室の旗王をグサ＝エジェンに任じたことで、他旗のように管旗の旗王との間に直接主従関係を持たないグサ＝エジェン人事が可能となり、それゆえに太宗は、フィヤング解任後も旗王をグサ＝エジェンとして任用し続けたと考えられる。

そしてフィヤングのグサ＝エジェンとして選ばれたのが、アミンの次子アイドゥリである。それでは、フィヤングの後任としてアイドゥリが任用されたのには、どのような理由があったのだろうか。アイドゥリはかつて太宗によって失脚させられたアミンの子であり、またジルガランとは異なって太宗と近い旗王でもないため、一見すると不可解な人事のように思える。

これについて検討する上で、まずは崇徳四年、すなわちフィヤング解任時の鑲藍旗の旗王たちについて見ていきたい。当時の鑲藍旗の中で、ジルガランとフィヤングを除いた主な旗王たちを列挙

すると、以下のようになる。

- ・アイドゥリ（鎮国公、29歳）：アミン次子³⁷⁾
 - ・グルマフン（輔国公、24歳）：アミン三子³⁸⁾
 - ・ジャカナ（鎮国公、28歳）：ジャサクトゥ次子³⁹⁾
 - ・トゥンチカ（輔国公、26歳）：トゥルン長子⁴⁰⁾
 - ・トゥンチ（輔国公、25歳）：トゥルン次子⁴¹⁾
 - ・ロト（固山貝子、23歳）：ジャイサング長子⁴²⁾
- *（ ）内は崇徳四年時点での爵位と年齢

ここで挙げた旗王のすべてがシュルガチの孫の世代であり、また二十代の若年の旗王である。爵位もロト（羅託 Loto）以外は、王爵の中では下位の鎮国公と輔国公であり⁴³⁾、天聰五年にフィヤングがグサ＝エジェンに任じられた時の状況に照らしても、いずれも太宗にとっては扱いやすい旗王であったと考えられる。

この旗王たちの中で最も爵位が高いのはロトであるが、彼は崇徳二年（1637）に議政大臣となっていたこと⁴⁴⁾、また彼はジルガランから「寵愛」されていたことなどから⁴⁵⁾、グサ＝エジェンには適当でないと見なされたのであろう。またアイドゥリと同格の鎮国公で、年齢もほぼ同じであったジャカナ（扎喀納 Jakana）は、崇徳七年（1642）十月に鑲白旗旗王のアジゲ（阿濟格 Ajige、ヌルハチの十二子）らとともに、太宗の愛妃であった関雎宮宸妃ボルジギット（博爾濟吉特 Borjigit）氏の喪中に遊興に耽ったために処罰されているが、その罪状について、

ジャカナは、汝（ジャカナ）の父を殺したという私怨もて上の喪の折に歌舞をなし、樂器を弾いてともに楽しんだとて、ジャカナを死罪とすべく、家産を籍するべく……

と審議され⁴⁶⁾、その結果、太宗の命によってジャカナとその夫人は幽禁の上、家産・属民を没収されている。この「父を殺したという私怨」とは、彼の父のジャサクトゥがシュルガチの罪に連座して刑死したことを指している。ジャサクトゥを処罰したのはヌルハチであって太宗ではないが、ジャカナはジャサクトゥの一件で、皇帝家に対して良い感情を持っていなかったのであろう。この私怨自体は、前述の遊興とは直接関係ないが、罪を審議する際に私怨が不敬行為を働いた動機として挙げられていることからすると、ジャカナが太宗への怨恨を抱いていたことを、太宗側も把握していたことがうかがえ、そうした点からすると、ジャカナもまたグサ＝エジェンに任じるには適当でない旗王であったに違いない。なお、この翌年の崇徳八年（1643）八月に、幽禁中のジャカナ夫人がロトと密通をした罪状で死罪になっているが⁴⁷⁾、その際にジャカナ自身の幽禁は解かれ、家産とニルの一部も返還されている。

残る旗王のうち、アイドゥリ・トゥンチカ（屯齊喀 Tuncika）・トゥンチ（屯齊 Tunci）の三人は、崇徳年間に太宗の抑圧を目立って受けた形跡のない旗王であるが、その中で最も年長で爵位も高いのがアイドゥリであったため、彼が適任と判断されたのであろう。アイドゥリはアミン系の旗王ではあるが、アミンの失脚からすでに十年近くが経過しており、加えてこの直後にアイドゥリの弟のグルマフンが、旧罪を告発されて削爵の上、宗室から除籍され⁴⁸⁾、ジルガランの属下に組み入れられ

たため⁴⁹⁾、崇徳五年（1640）以降はアイドゥリが唯一のアミン系旗王であった。これらの点からすれば、太宗にとってアミン系はもはや脅威となる存在ではなく、アイドゥリをグサ＝エジェンに任じることが、太宗にはさして支障はなかったと考えられる。

そもそも鑲藍旗は、シュルガチ家の宗室すべてが所属している旗で、元来宗室の数が多かったことに加え、シュルガチ諸子の早世が相次いだことや、ジルガランへのニルの集中もあって、他旗に比べて若年かつ爵位の低い旗王が多かった。鑲藍旗旗王の爵位は、和碩親王のジルガランを除けば、削爵前のロト・フィヤングの固山貝子が最高位で、大半の旗王が鎮国公か輔国公である。この他旗に比べて旗王の数が多く、かつ爵位も低いという鑲藍旗の持つ特徴が、崇徳年間において、太宗による旗王系グサ＝エジェンの任命が常態化した大きな理由といえる。

以降、太宗の死まで鑲藍旗のグサ＝エジェンは一貫してアイドゥリであったが、しかし注意すべきは、旗王とグサ＝エジェンの結びつきによって生じる無用の不正を防ぐために、太宗は旗王系グサ＝エジェンは維持したとはいえ、アイドゥリを必要以上に厚遇することはなく、崇徳年間に入っても太宗によるジルガランの厚遇は一貫して変わらなかったことである。例えば、前述のジャカナが処罰された際には、没収されたジャカナの奴隸・属民はジルガランに与えられている⁵⁰⁾。また、前述崇徳八年にロトが不義密通で処罰された際にも、

ロトの家を籍し、財貨・家畜・奴隸・属民を、和碩鄭親王、汝の取るべきものを取り、フィヤング公・トゥンチ公・トゥンチカ公に与えるべきものを与えよと、和碩鄭親王に与えた。

とあるように⁵¹⁾、ジルガランの差配で必要に応じてフィヤング・トゥンチ・トゥンチカに分配するよう委ねられており、ジルガランが鑲藍旗の中心的、かつ最有力旗王であることはますます揺るぎないものになっていた。その一方で、アイドゥリはこのロトの家産分与には、鑲藍旗旗王の中で唯一その対象になっておらず、太宗が彼個人を特に厚遇したわけではないことがうかがえる。

太宗は皇帝権力の妨げになるような有力旗王に抑圧を加えて権力を確立したとはいえ、旗王が旗を支配するするという八旗の原則自体を否定しているわけではなく、太宗自身もあくまで旗王としての立場で権力を確立したのであった⁵²⁾。そして各旗のグサ＝エジェンには、旗王と私的に結びつくことなく、太宗の意を体する王朝の官僚としての役割が期待されていた⁵³⁾。そこから考えれば、元々太宗に近い旗王であったジルガランに鑲藍旗を統治させ、彼を通じて同旗に影響力を及ぼすことが、太宗にとっては最も効果的な方法であり、旗王の下で広く旗務を統括するグサ＝エジェンには、ジルガランとは直接主従関係のないフィヤングやアイドゥリを任じることが相応しかつたのであろう。旗王系グサ＝エジェンそれ自体は、八旗の中では特異な存在であったかも知れないが、それは鑲藍旗の持つ特徴に起因するもので、任用の原則としては他の旗と同様のものと考えられる。すなわち鑲藍旗における旗王系グサ＝エジェンは、太宗のグサ＝エジェン人事の方針が同旗に適用される中で常態化していったと見るべきであって、太宗の八旗統制の中で位置づけることが出来よう。それゆえ彼らをグサ＝エジェンに起用したからといって、旗王としての勢力を強めるようなことはせず、王朝の官僚としての役割に徹するようにさせることが太宗にとっては望ましかつたと考えられる。

こうしたジルガランのみが突出し、他の旗王は旗人と同じような扱いとなるこの太宗朝の鑲藍旗の体制は、太宗が同旗に影響力を及ぼす上では有効であったが、同時に杜家驥氏が指摘するように、

ジルガラン以外の旗王の不满を招く結果となった⁵⁴⁾。太宗の権力に抑えられていた崇徳年間には表面化しなかったが、鑲藍旗内で内紛が生じる萌芽は、すでに太宗朝に形成されていたと見るべきであろう。これが表出した事件の一つが、本稿の冒頭で述べたアイドゥリの断罪であったと考えられるが、次章では順治初年の鑲藍旗と、このアイドゥリの断罪事件について考察していきたい。

2. アイドゥリ断罪事件とその意義

前章では、太宗朝における鑲藍旗の旗王と、同旗の旗王系グサ＝エジェンについて整理・検討したが、本章ではそれらを踏まえて、順治元年六月に起こった鑲藍旗グサ＝エジェン・アイドゥリの断罪事件の持つ意義について考察していきたい。

この事件については、本稿の冒頭で述べたように、『満文内国史院檔』順治元年六月二十七日の条に詳細な記述がある。本章で考察する内容とも関わってくるので、以下煩瑣をいとわずに『満文内国史院檔』の事件の記事を引用する（() は通称・称号などの説明、[] は筆者の補足）。

またその日（六月二十七日）、正月の十五日、衆は誓う文を、十四日にスルテイに書かせたが、十四日の夜に鎮国公のアイドゥリは、彼の私的な誓文を彼のボーイ＝ニルのムチェンゲに書かせた。誓文の言葉は、「この二王（摂政王のドルゴンとジルガラン）が[我らに]強いて誓っている時、アイドゥリ我は、言葉はただ上辺だけ従ったのみで、真意は従っていない。皇帝は幼少で、我の心中は落胆している。どのように尽力したとて誰が知ろうか。二王が政治を掌握したことも、我はまた不快に思う。年ごとに誓う時、アイドゥリ我はどうしても心に沿わない。この誓文を天地神明は明察せん」というもので、十五日の早朝、東が白み始め、マフチャという名のバヤラが、公が来いといったと送って来るので、ムチェンゲ我が行くなら、彼の妻はまだ起きておらず、我に炭火を持たせて正面の間に伴い、房門を開いて跪いて炭を焼いた。焼き終わり、間仕切りに入り帯を着け、帽子を着け、王らに見せる書を持参して衙門に行った。この彼（アイドゥリ）の私的な誓文を書いた時、我の書いた所にてジョフォホが灯火を持っていた。インジェという名の娘は主の女（アイドゥリの妻）が雲頭を裁ち切った時、灯火を持っていた。彼らは[この事実を]知っている。公の子のハイダリもまたいた。ハイダリは述べて、衆が誓う前に、[誓文を]燃やすべきであるといった。アイドゥリは述べて、誓う前の早朝に燃やすことも出来るといった。これをムチェンゲ・ジョフォホは訴えると書をなして、また同じ一家の医者、いつ訴えれば良いかと[書を]見せると、医者は述べて、汝はどのような言葉を訴えるのかといったので、ムチェンゲ・ジョフォホは述べて、汝は誓え、誓えば告げるというために、医者は誓ったのである。誓った後、訴える事情を尽く告げたのであった。医者はこの言葉をハイダリに告げた。ハイダリは彼の父のアイドゥリに告げた。アイドゥリは摂政王の和碩鄭親王（ジルガラン）に告げたのであった。和碩鄭親王は衆に提示して告げ、ムチェンゲとジョフォホを連行して問うなら、この言葉を訴えようとしたのは、その通りであるという。アイドゥリ夫妻は「衆の誓文をスルテイに書かせたのはその通りである。十四日の夜にムチェンゲに[私的な誓いを]書かせたということは、根も葉もないことである」と[告発の文言を]受け入れなかった。ハイダリに問うなら、「夜にムチェンゲが墨を摺り、筆を執ったことは知っていた。

我はまた問仕切りに飯を食いに行った。その後で書いたか書かないかは知らない。文言もまたどのようなものかわからない。衆の誓う前に焼けと述べたことは、まったく根も葉もないことである」という。インジェという名の娘に問うなら、「我は女主（アイドゥリ夫人）の傍らで灯火を持っており、ムチェンゲは主（アイドゥリ）の側で書を書いていたのはその通りであるが、事情を我は知らない。」という。[しかし]彼女の主（アイドゥリ）を見て、インジェは言葉を翻して、[寺廟の]旗杵に奉る書を書いたという。これを法司にて審議するなら、彼が私的な書を作って誓ったのは事実であるので、アイドゥリ夫妻とハイダリ、医者をも皆死罪とすべく議し、摂政王和碩鄭親王、内大臣のタジャン公、宗室シハン、ドルジ＝デヘメ、啓心郎のソニンに告げ、和碩鄭親王は大政殿に和碩兄礼親王（ダイシャン）、多羅饒餘郡王（アバタイ）、および衆大臣を集め、衆に告げて、[それから]アイドゥリ夫妻、ハイダリを鉄の鎖をかけたまま牢に連行し、摂政王和碩睿親王（ドルゴン）に[書を]遣わすなら、摂政王奉命大將軍の返書として、「和碩鄭親王に遣わす。アイドゥリの罪状はまったく疑うところがなく、事実であるなら天に誓って悪事を行う者を生かすことが出来ようか。汝らに審議した通りに処理せよ」という書を遣わしたので、アイドゥリ夫妻、ハイダリをともに殺した。アイドゥリの家産、属民を尽く和碩鄭親王に委ねた。医者を殺した⁵⁵⁾。

『満文内国史院檔』の記述に沿って事件の概要をまとめると、①アイドゥリは密かに順治帝の即位と摂政王の執政を不本意とする誓文を作成した。②このことを、その場に立ち会った家人のムチェンゲ（穆成格 Mucengge）とジョフォホ（卓仏和 Jofoho）が告発しようとした。③それを知ったアイドゥリが先んじてジルガランに伝えたが、却ってその罪を問われて死罪に処された、となるが、この事件にはいくつかの不可解な点があるように思われる。

まず誓文自体は正月に作成され、ムチェンゲとジョフォホはその場にいたにもかかわらず、半年も経ってから告発を考えたこと、また誓文を作成したアイドゥリ自身が、告発を防ぐためとはいえ、隠蔽せずにジルガランに告げているのもいささか不自然である。この部分は『世祖実録』では「遂に自ら和碩鄭親王濟爾哈朗に首ぐ」となっているので⁵⁶⁾、やはりアイドゥリは誓文を作成したことを告げたのであろう。家人に告発されて知られるよりも、自分から告げた方が罪に問われないと思ったのかも知れないし、あるいは審議の際にアイドゥリは誓文を作成したこと自体を全面的に否定しているので、この誓文の件が大事となるとは思っていなかったのかも知れない。いずれにせよ、誓文の件を問題視して明るみに出したのがジルガランであることには間違いはない。

もう一つ注目すべきは、この事件は清朝の所謂「入関」の直後に起こったことであり、今ひとりの摂政王であるドルゴンが北京で戦後処理に忙殺されていて、瀋陽での審議の場におらず、この件にはほとんど関わっていないことである（『満文内国史院檔』は処刑が終わった六月二十七日の条に、事件の発端や審議の経緯もまとめて記述しているが、ドルゴンがジルガランに遣わした書が瀋陽に向けて発せられたのは六月十日のことである⁵⁷⁾）。すなわち、アイドゥリ処刑決定はジルガランが主体となってなされたのであった。

さて、この事件について考察する上で、看過することが出来ないのが、杉山清彦氏の指摘にもあるように、アイドゥリとドルゴンが共通する婚姻関係を持っていたことである⁵⁸⁾。アイドゥリの夫人は旧海西王家のウラ＝ナラ（烏喇納喇 Ula Nara）氏の出身で、ウラの最後の国主ブジャンタイ（布占泰 Bujantai）の娘である⁵⁹⁾。そしてドルゴンの生母もまたウラ＝ナラ氏で、ブジャンタイの兄マン

タイ（満泰 Mantai）の娘であった。さらにアイドゥリの長子で、彼とともに処刑されたハイダリの夫人は、ブジャンタイの六子のモーメルゲン（毛墨爾根/懋墨爾根 Moo Mergen）の娘であり、モーメルゲンは従兄弟のアブタイ（阿布泰 Abtai）とともに、ドルゴン属下の正白旗人であった。すなわち、アイドゥリ・ハイダリともに、ドルゴンを中心とするウラ＝ナラ閏閥に属する旗王だったのである（系図2参照）。

事件の背景にウラ＝ナラ氏をめぐる婚姻関係があったことについては、前述のようにすでに杉山氏の指摘があるが、では具体的にこの婚姻関係が、どのように事件と関わっていたのであろうか。以下、その点について考えてみたい。

この二つの婚姻のうち、ハイダリとウラ＝ナラ氏との婚姻の時期であるが、ウラ＝ナラ氏を母とするハイダリの長子が生まれるのは順治元年七月で、ハイダリ刑死の直後である。ハイダリの没年が17歳という点からしても、ウラ＝ナラ氏はおそらく嫁いで間もなくハイダリの子を身籠ったのであろうし、そうだとすれば両者の婚姻は太宗の死の前後の可能性が高い。仮に太宗死後の婚姻であれば、この婚姻にはドルゴンの意思が働いていたのであろうが、いずれにしても摂政王として権力掌握を進めるドルゴンは、このウラ閏閥のつながりを利用して、グサ＝エジェンであるアイドゥリを通じ、鑲藍旗に影響を及ぼそうとしたと考えられる。またアミン系が太宗朝を通じて不遇だったことを考えれば、アイドゥリにとっても、ドルゴンに接近することが出来、アミン系復権につながり得るこの婚姻関係は有益だったに違いない。

ただドルゴン自身は、ウラ＝ナラ閏閥が自分の意に反して勝手な行動を取ることに對しては否定的であった。順治帝即位直後の崇徳八年（1643）に、ウラ＝ナラ閏閥に属する旗王であった鑲紅旗旗王のショト（碩託 Šoto、ダイシャン次子）とアダリ（阿達礼 Adari、ダイシャン三子・サハリヤン [薩哈廉 Sahaliyan] 長子）、そしてウラ＝ナラ氏のアブナイがドルゴン擁立を企てているが⁶⁰、このウラ＝ナラ閏閥の暴走ともいべき行動は、周到に権力掌握をはかるドルゴンにとっては不本意なものであり、ドルゴンは即座にショト・アダリ、およびウラ＝ナラ氏出身の夫人を処刑して事態を収めている。おそらく誓文にあるアイドゥリのドルゴンに対する不満は、このドルゴンのウラ＝ナラ閏閥に対する対応からきているのではないだろうか。復権を望むアイドゥリからしてみれば、ドルゴンがウラ＝ナラ閏閥の擁立を拒否したことには、大いに不満があったに違いない。その不満・落胆が大きかったゆえに、大罪を犯すと知りながらも敢えて誓文を作成するに至ったのだろう。また、これは誓文作成よりも後のことではあるが、瀋陽にとどまっていたことからわかるように、アイドゥリは入関の征戦に従軍した形跡はない。この征戦に従軍した旗王は、奉命大將軍として全軍を率いるドルゴンをはじめ、ドルゴンの同母兄で鑲白旗旗王のアジゲ、同母弟の鑲白旗旗王のドド（多鐸 Dodo）、正紅旗旗王マンダハイ（満達海 Mandahai、ダイシャン七子）、鑲紅旗旗王ニカン（尼堪 Nikan、ヌルハチ長子・チュイエン [褚英 Cuyeng] 三子）・ロロホン（羅洛宏 Lolohon、ヨト長子）・カルチュフン（喀爾楚渾 Kalucuhūn、ヨト三子）、正藍旗旗王ボホト（博和託 Bohoto、アバタイ次子）・ボロ（博洛 Bolo、アバタイ三子）といった顔ぶれであり、彼らはその後ドルゴン政権において重用されている⁶¹。事件が起こった当時、アイドゥリとしては、復権のための功績を立てる機会を失ったという焦りもあったのではないだろうか。

また、ジルガランの立場から見れば、ドルゴンの思惑がどうあれ、アイドゥリがドルゴンの閏閥と結びつくことは、それまで太宗の厚遇のもとでその地位を築いてきたジルガランの危機感と不快感を煽ったと考えられる。この直前の四月には、ドルゴンによって正藍旗旗王ホーゲ（豪格 Hooge、

太宗の長子)が削爵されるという事件も起こっており、一層ドルゴンに対する警戒が強まっていたであろう。またジルガランは、太宗に信任された旗王ではあったが、太宗が任命した旗王系グサ＝エジェンに対しては、決して良い感情を抱いていなかったと思われる。その傍証となるのが、順治元年以降の鑲藍旗のグサ＝エジェン人事である。アイドゥリの事件の後、鑲藍旗ではしばらくグサ＝エジェンが不在であったが、順治元年十一月にバドゥリ(巴都理 Baduri)が就任している。このバドゥリは、トゥンギヤ地方のトゥンギヤ氏の出身であり、鑲藍旗では天聰四年に解任されたグサントイ以来の権門旗人のグサ＝エジェンであった。しかしこのバドゥリは翌年順治二年(1645)正月には死去し⁶²⁾、固山貝子トゥンチが後任のグサ＝エジェンとなったことで、再び鑲藍旗のグサ＝エジェンは旗王が務めることとなった。トゥンチは順治七年までグサ＝エジェンを務め、ドルゴンが死去した直後の順治八年(1651)三月に、トゥンギヤ氏のランバイ(藍拜 Lambai)に交代している。

トゥンチは、ドルゴンとの明確な関係は見当たらないが、後述するように順治五年(1648)にジルガランを告発した旗王の一人であるから、アイドゥリ同様、ジルガランに対して不満を持っていた旗王と考えられ、この人事はドルゴンの差し金であろう⁶³⁾。すでに鑲藍旗において旗王系グサ＝エジェンが常態化していたことを、ドルゴンが利用したもので、アイドゥリの代わりにジルガランに不満を抱いていたトゥンチを起用し、鑲藍旗に影響を及ぼそうとしたと考えられる。

一方、トゥンチの前後のグサ＝エジェンになったバドゥリとランバイは、どの程度血縁が近いかはわからないが、ともにトゥンギヤ氏の出身で同族であった。同氏は、ヌルハチ時代からシュルガチ家と密接な婚姻関係がある鑲藍旗の権門であることから、ジルガランの属下であった可能性が高いと思われる⁶⁴⁾。そうだとすれば、アイドゥリの事件の直後にバドゥリがグサ＝エジェンに任じられていること、またドルゴンが死去してジルガランの復権が成った直後にランバイがグサ＝エジェンに任じられているというこの二つの人事は、ともにジルガランの意向によるものであろう。

これらの事例からうかがえるのは、管旗の旗王であるジルガランにとって、自身の属下である旗人ではなく、直接主従関係のない旗王がグサ＝エジェンになっている状態は、決して望ましいものではないということであり、してみるとアイドゥリに対しても、同様の感情を抱いていたと考えられる。そうした中で、アイドゥリの不祥事を告げられたのであるから、それはジルガランにとっては、ドルゴンの不在に乗じてアイドゥリを排除する絶好の機会であったろう。以上のような点からすれば、アイドゥリの断罪事件の背景には、ウラ＝ナラ閩閩の存在に加え、太宗による鑲藍旗の統制が大きな影響を及ぼしていると考えられ、太宗のジルガラン厚遇と旗王系グサ＝エジェンの常態化によって、鑲藍旗の旗王たちの間に生じていた内紛の萌芽が、太宗の死によって俄に表面化した中で起こった事件という意義を与えることも出来るであろう。

さて、この事件によって一時的に鑲藍旗のアミン系旗王が断絶することになり、ジルガランはアイドゥリの家産やニルを麾下に収めてさらに勢力を強めたが、しかしそのことは、他の鑲藍旗旗王たちの不満をさらに増幅させる結果をもたらしたと思われる。やがて政治手腕ではジルガランに勝るドルゴンは、順治五年三月に鑲藍旗内の内紛を利用してジルガランを失脚させ、さらにソニン(索尼 Sonin)ら反ドルゴン派を一掃することに成功するが、その際にジルガランを告発したのは鑲藍旗の主だった旗王たちであった。告発した旗王たちは、トゥンチ・トゥンチカ・ジャカナ・シャンシャン(尚善 Šangšan、フィヤング次子)・フラタ・ヌサイ(努賽 Nusai、フィヤング六子)らで、これはジルガラン系以外のすべての旗王と見て良く、今度はドルゴンが、太宗朝から続くトゥンチらのジルガランに対する不満を利用したといえる。結局ジルガランはドルゴンとの権力抗争に敗れ、ドルゴ

ンが死去するまでは不遇を強いられることとなったのである。

むすび

本稿ではここまで、太宗朝・順治朝初期における鑲藍旗とその旗王、そして順治元年六月に起こった鑲藍旗旗王アイドゥリの断罪事件について考察してきた。推測にとどまる部分もあったが、以下、本稿で考察したことをまとめてみたい。

①太宗はアミン失脚後の鑲藍旗においては、自身に近いジルガランを管旗の旗王として中心に据えつつも、最初はアミンの影響を払拭するために、後には管旗の旗王と旗人の過度な結びつきを防ぐために、フィヤング・アイドゥリといった宗室の旗王をグサ＝エジェンに起用し、この双方を通じて鑲藍旗に影響を及ぼそうとはかったと考えられ、②そして太宗が死去すると、鑲藍旗内に蓄積していた旗王たちの不満が表面化し、その結果として起こったのがアイドゥリの断罪事件であったと考えられる。アイドゥリの事件によって、旗内でより勢力を強めたジルガランであったが、一方で旗王たちの不満はさらに高まることとなり、最終的にはジルガランはドルゴンとの政争に敗れたのであった。

最後に、アイドゥリ刑死以降の鑲藍旗グサ＝エジェンについて簡単にふれておきたい。前述したように、アイドゥリの事件の後、順治元年十一月にバドゥリが就任し、その後は概ねバドゥリ→トゥンチ→ランバイという順で、鑲藍旗のグサ＝エジェンは推移している。ドルゴン政権期は、一貫して鑲藍旗のグサ＝エジェンは旗王のトゥンチであったが、ドルゴンの死後にジルガランが復権し、ドルゴンに代わって政局に強い影響力を及ぼすようになると⁶⁵⁾、グサ＝エジェンは彼の属下と考えられるランバイに変更された。そして、ジルガランが死去して順治帝が本格的に親政を開始するようになると、ランバイに代わってロトが任命され、再び宗室が鑲藍旗のグサ＝エジェンになっている⁶⁶⁾。つまり順治帝もまた、鑲藍旗に関しては太宗やドルゴンの任用法を踏襲しているのである。この点からすると、やはり鑲藍旗の旗王系グサ＝エジェンの任用は、本稿で述べたように皇帝権力の伸長と密接な関係があると考えられる。次の康熙朝になると、旗王がグサ＝エジェンを務める事例は他旗でも広く見られるようになるが、鑲藍旗の事例を考えれば、これについても具体的な事例に則して検討すべき問題であろう。それについては今後の課題として別稿に譲りたい。

注

- 1) 『世祖実録』巻五、順治元年六月癸未の条。『満文内国史院檔』順治元年六月二十七日の条（『訳編』中冊、29～30頁）。なお、ハイダリは『宗譜』では「海度里」と表記され、これに依拠したと思われる杉山2015では「ハイドゥリ」と表記しているが、『満文内国史院檔』では明確に「Haidari」と記されている（『世祖実録』では「海達礼」）。そこで本稿では、満文に従って「ハイダリ」と表記する。
- 2) これについては、杉山清彦「大清帝国の政治空間と支配秩序——八旗制下の政治社会・序論——」（『大阪市立大学東洋史論叢 別冊特集号 文献資料学の新たな可能性③』2007、245～270頁）247頁、および杉山2015、254～260頁などを参照。
- 3) 「清初」の時期については、一般的には入関前を指すことが多いが、研究者によって指す時期は様々である。筆者は太宗朝から順治を経て康熙初年までの政局には、相互に関わり合っていて連続したものがあり、一連の流れとして捉えるべきと考えている。そこで、本稿では「清初」という語句を建国から順治朝までを指すものとして使用する。

- 4) 周遠廉・趙世瑜『皇父撰政王多爾袞全伝』(長春、吉林文史出版社、1986) 140 頁など。なお、先行研究のうち杜家驥 1998、および杉山 2015 については、この事件について重要な指摘を行っているので、本稿を進めていく中で別途言及することにする。
- 5) 阿南惟敬「天聰九年專管ニル分定に関する新研究(上)」(『清初軍事史論考』甲陽書房、1980 [原載『防衛大学校紀要』30、1975]) 561 頁、鈴木 2012、24 頁。
- 6) 磯部 2010、および磯部 2019 参照。
- 7) 杜家驥 1998、145 ~ 146 頁。
- 8) これについては磯部 2019 参照。
- 9) 杉山 2015、74 頁。
- 10) 鈴木 2012、24 頁。
- 11) なお、旗王・旗人間の主従関係については、主従関係の存在に否定的な谷井陽子氏の研究(『八旗制度の研究』京都大学学術出版会、2015、原載「八旗制度再考」(一) ~ (八・完)『天理大学学报』208、211、216、223、228、229、231、232、2005 ~ 2013)があるが、杉山清彦氏の提示するイエズス会宣教師の報告などの事例を見ると、旗王・旗人間には主従関係が存在したと解する方が妥当であると筆者は考える。谷井氏は、このイエズス会士の報告を論拠とすることについても批判を加え(『八旗制度の研究』36 ~ 38 頁)、さらに杉山氏からの再反論もあり(杉山 2015、279 ~ 282 頁)、両者の議論はまだまだ続いているが、この問題について論じるのは本稿の目的から外れるので、別の機会に譲りたい。
- 12) 『宗譜』丁冊、7342 頁、および 7538 頁。
- 13) 『宗譜』丁冊 7804 頁、および 7992 頁。
- 14) シュルガチの諸子については、松村潤「シュルガチ考」(『明清史論考』山川出版社、2008 [原載『内陸アジア・西アジアの社会と文化』山川出版社、1983] 140 ~ 168 頁) 143 ~ 148 頁参照。
- 15) 『老檔』IV、太宗 1、401 ~ 416 頁。『原檔』第七冊「呂字檔」239 ~ 283 頁。および満文『太宗実録』巻七、天聰四年六月初七日の条。なおアミンについては、松村潤「アミン・ベイレの生涯」(『明清史論考』山川出版社、2008 [原載『日本大学人文科学研究所研究紀要』25、1981] 169 ~ 197 頁) 参照。
- 16) 満文『太宗実録』巻七、天聰四年九月二十二日の条。
- 17) 杜家驥 1998、142 頁。『初集』巻百三十、鄭親王濟爾哈朗伝でも、「幼くして太祖に宮中に育てらるる。」とある。
- 18) 杜家驥 1998、142 ~ 143 頁。
- 19) 満文『太宗実録』巻二、天聰元年三月十四日の条。
- 20) 『宗譜』丁冊、8102 頁。
- 21) 鈴木 2012、49 頁。
- 22) 岡田英弘「清の太宗嗣立の事情」(『モンゴル帝国から大清帝国へ』藤原書店、2010 [原載『山本博士還暦記念東洋史論叢』山川出版社、1972] 428 ~ 440 頁) 440 頁。
- 23) 鈴木 2012、39 頁。
- 24) なお、アミンの四子のゲンガン(恭安 Gunggan)の嫡夫人は、鑲藍旗人でイエヘ=ナラ氏のデルデヘイ(徳爾得赫 Deldehei)の娘であり、フィヤングの四子のフラタ(富喇塔 Fulata)の嫡夫人もまた、デルデヘイの娘である。デルデヘイはデルゲルの父・ギンタイシ(金台石 Gintaisi)とは従祖兄弟の関係であり、このように他の鑲藍旗旗王たちにも、イエヘ系との婚姻関係が見られる(フラタは後にデルゲルの娘を継夫人として娶っている [『宗譜』丁冊])。これらの婚姻は、おそらくいずれも崇徳末年から順治初年に結ばれたものと思われる。
- 25) 『天聰五年檔』49 ~ 50 頁。
- 26) 杉山 2015、74 頁。
- 27) 阿南 1967、251 頁。
- 28) 鈴木 2012、48 頁。
- 29) 杉山 2015、74 頁
- 30) 『宗譜』によると、フィヤングは乙巳年(1605)の生まれである(丁冊、8486 頁)。
- 31) 杜家驥 1998、146 頁。

- 32) 磯部 2019、51 頁。
- 33) 『宗譜』 丁冊、8486～8487 頁。なおフィヤングの生母も、グワルギャ氏ソルゴ（索爾果 Solgo、フエンドンの父）の娘である。
- 34) 満文『太宗実録』では、これ以降も場面によっては、フィヤングがグサ＝エジェンの肩書で登場することがあるが（巻四十七、崇徳四年六月二十日の条など）、これはフィヤングが在任中のことにふれた箇所ゆえに、そのような表記になっているのであろう。
- 35) 磯部 2010、113～114 頁。
- 36) 磯部 2010、112 頁。
- 37) 『宗譜』 丁冊「玉牒之末」、148 頁。
- 38) 『宗譜』 丁冊、7345 頁。
- 39) 『宗譜』 丁冊、7538 頁。
- 40) 『宗譜』 丁冊、7803 頁。
- 41) 『宗譜』 丁冊、7831 頁。
- 42) 『宗譜』 丁冊、7992 頁。
- 43) 清朝では、太宗朝の崇徳元年（1636）と崇徳三年（1638）に王爵が整備されたが、旗王の序列は、和碩親王・多羅郡王・多羅貝勒・固山貝子・鎮国公（入八分）・輔国公（入八分）の順である。
- 44) 『初集』 卷一百三十九、羅託伝。
- 45) 『世祖実録』 卷三十七、順治五年三月己亥の条。なお、ロトの同母姉妹は天聰八年（1634）にジルガランの養女となってモンゴル・ホルチン王家に嫁いでおり（『天聰八年檔』 133 頁、および満文『太宗実録』 卷十八、天聰八年四月三十日の条）、あるいはロトをはじめとするジャイサングの諸子は、ジャイサングが早世したためにジルガランが保護者的な存在であったのかも知れない。
- 46) 満文『太宗実録』 卷六十三、崇徳七年十月二十九日の条。満文ローマ字転写は次の通りである（文中の [/] は改行、[//] は改頁を意味する。以下同）。*jakna sini ama be waha seme si kimun i/ dergi jobolon i ucuri maksiha tenggeri fitheme sebjelehe seme, jacana be wame/ boigon be facabume*
- 47) 満文『太宗実録』 卷六十五、崇徳八年八月初五日の条。なお、ジャカナの嫡夫人には、最初の夫人である汪秦地方のシリン＝ギョロ（西林覚羅 Sirin Gioro）氏と、継夫人のトゥンギャ氏の二人がいるが、トゥンギャ氏所生の第五子・瑪喀納は順治九年生まれなので（『宗譜』 丁冊、7715 頁）、この時に処刑された夫人はシリン＝ギョロ氏の方であろう。このシリン＝ギョロ氏は、『宗譜』には「西林覚羅氏準太之女」とあるが（『宗譜』 丁冊、7539 頁）、これは『通譜』に登場する汪秦地方のシリン＝ギョロ氏で、鑲藍旗人の旒留の孫である「準推」のことであろう（『通譜』 卷十七、汪秦地方西林覚羅氏、旒留伝）。
- 48) 『初集』 卷一百三十七、顧爾瑪洪伝。この事件については、増井寛也「清初マンジュ人の〈分家〉管見——ヌルハチの事例を端緒として——」（『アジア史学論集』 6、2013、33～58 頁）44 頁参照。
- 49) 『世祖実録』には、順治五年の時点でグルマフンがジルガランの「護衛之列」にあったとあるので（『世祖実録』 卷三十七、順治五年三月己亥の条。なお康熙朝に編纂された『清三朝実録』の『世祖実録』では、満洲語「ヒヤ/hiya」の音写である「蝦」と表記されている）、グルマフンは宗室除籍後にジルガランの属下となったのであろう。なお、グルマフンは、順治五年三月にジルガランが失脚すると、その直後の閏四月には、宗室に復帰して再び輔国公となっている。
- 50) 満文『太宗実録』 卷六十三、崇徳七年十月二十九日の条。
- 51) 『太宗実録』 卷六十五、崇徳八年八月初五日の条。満文ローマ字転写は次の通りである。*loto i boo i be facabufi ulin ulga, aha// jušen be hošoi ujen cin wang sini gaijara be gaisu. fiyanggū gung, tunci gung, tuncika/ gung de bure be bu seme, hošoi ujen cin wang de buhe.*
- 52) 杉山 2015、248～250 頁。
- 53) 磯部 2010、111～114 頁。
- 54) 杜家驥 1998、145～146 頁。
- 55) 『満文内国史院檔』 順治元年六月二十七日の条（『訳編』 中冊、29～30 頁）。満文ローマ字転写は次の通りである。*ineku tere inenggi, aniya biyai tofohon de geren i gashūre bithe be juwan// duin de surtei be arabuhabi, juwan duin i dobori gurun be dalira aiduri/ gung ini cisui gashūre bithe be ini booi nirui*

mucengge be arabuhabi. bithei/ gisun ere juwe wang ergeleme gashūn sere de aiduri bi gisun oiloki (oilori?) deri dahara/ gojime, mujilen gūnin daharakū. han ajige mini dolo hik (h) anakū/ gūnimbi. ainame faššaha seme we sara. juwe wang ni doro ejelehe babe, bi inu icakū/ gūnimbi. aniya dari gashūre de aiduri bi ainaha seme gūnin daharakū./ ere bithe be abka na, endure genggiyese bulekušeme sa seme tofohon i cimari alin// jakarame, mafuca gebungge bayara, gung jio sere seme benjifi, mucengge bi geneci ini/ sargan ifire unde, mimbe yaha jafabufi tanggūli de gamafi uce neifi niyakūrafi/ deijehe. deijeme wajifi, giyalakū de dosifi umiyelefi, mahala/ etufi wang se de tuwabure bithe gamame yamun de genehe. ere ini cisui gashūre/ bithe arara de, mini arara bade jofoho dengjan jafaha bihe. inje sere sargan/ jui ejen hehei kūthuri hasalara de dengjun jafaha bihe. ese sambi. gung ni jui/ haidari inu bihe. haidari hendume geren i gashūre onggolo deijeci acambi kai// sehe. aiduri hendume gashūre onggolo cimari erde deijeci inu ombi sehe./ erebe mucengge jofoho habšambi seme bithe arafi, ini emu booi daifu de atanggi/ habšaci ombi seme tuwabure de daifu hendume si ai gisun be habšamebi sehe manggi./ mucengge, jofoho hendume si gashū gashūha de alara sere jakade daifu/ gashūha bi. gashūha manggi, habšara turgun be wacihiyame alahabi. daifu ere/ gisun be haidari de alahabi. haidari ini ama aiduri de alahabi. aiduri/ doro be aliha hošoi ujen cin wang de alahabi. hošoi ujen cin wang// geren de tucibume alafi, mucengge jofoho be gajifi fonjici, ere gisun be/ habšara mujangga sembi. aiduri eigen sargan geren i gashūre bithe be surtei de/ arabuha mujangga. juwan duin i dobori mucengge de arabuha serengge oron akū/ seme alime gaijarakū. haidari de fonjici yamji mucengge behe sūifi fi/ jafaha be saha. bi geli emu giyalakū de buda jame genehe bihe. amala araha/ arahakū be sarakū gisun i turgun be inu ulhirakū geren i gashūre onggolo/ deiji seme henduhengge umesi oron akū sembi. inje sere sargan jui de,// fonjici, bi ejen hehe jakade dengjan jafaha bihe. mucengge ejen haha jakade bithe/ araha inu. turgun be bi sarkū sembi. ini ejen haha be sabume inje gisun/ ubaliyafi siltan tukiyeme wecere bithe be araha sembi. erebe fafun de duileci/ ini cisui bithe arafi gashūha yargiyan ofi aiduri eigen sargan/ haidari daifu be gemu wame beidefi doro be aliha hošoi ujen cin wang,/ dorgi amban tajan gung, uksun i sihan, dorji deheme, mujilen bahabukū/ sonin de alafi, hošoi ujen cin wang, amba dasan i yamun de hošoi ahūn// doronggo cin wang, doro bayan jiyūng wang, geren ambasa be isabufi, geren de/ alafi, aiduri eigen sargan haidari be sele fuda tabuhai loo de gajifi/ doro be aliha hošoi mergen cin wang de takūrafi, doro be aliha wang hese be/ aliha amban coohai ejen i bithe, doro be aliha hošoi ujen cin wang de/ unggihe aiduri weile umai kenehunjere bi akū yargiyan oci abka de/ gashūfi ehe be yabure niyalma be bibuci ombio. suweni beidehe songkoi wacihiya/ seme bithe unggifi aiduri eigen sargan haidari be gemu waha. aiduri// boigon jušen be yooni hošoi ujen cin wang de afabuha. daifu be waha.

56) 『世祖実録』 卷五、順治元年六月癸未の条。

57) 『満文内国史院檔』 順治元年六月十日の条 (『訳編』 中冊、35 頁)。

58) 杉山 2015、116 頁。なお筆者も以前に、順治初年の政治抗争について考察した際に、アイドゥリがウラ = ナラ閏閥に属する旗王であることを指摘している (磯部 2007、74 頁)。

59) 『宗譜』 丁冊、「玉牒之末」148 頁。

60) 『世祖実録』 卷一、崇徳八年八月丁丑の条。なお、この事件については、内藤湖南「清初の継嗣問題」(『内藤湖南全集』 第七卷、筑摩書房、1970 [原載『史林』 7-1、1921]、353 ~ 367 頁)、鴛淵一「鄭親王擬定阿布泰那吉哈出罪奏に就いて」(『人文研究』 6-7、1955、1 ~ 13 頁)、杉山 2015、第二章、磯部 2007 も参照。

61) 従軍した旗王たちは入関の際の軍功によって、いずれも一等級爵位が上昇しており、またマンダハイ・ニカン・ポロの三人は、ドルゴン晩年に理政王となって政務に携わっている (『世祖実録』 卷四十七、順治七年二月辛亥の条)。

62) 『続集』 卷一百七十九、巴都哩伝。

63) なお、順治二年当時のジルガランを除く鑲藍旗旗王の中では、トゥンチの爵位が最も高位であったため、トゥンチの任用もアイドゥリの時と同様の基準であったのだろう。鑲藍旗の旗王の中には、トゥンチの同

母兄で爵位も同等であるトゥンチカもいたが、実録の記事を見ると、儀礼の際にはトゥンチの名が先にあるから（『世祖実録』巻一、崇徳八年八月乙亥の条など）、鑲藍旗内の序列はトゥンチの方が上だったと思われ、そのために彼が兄を差し置いてグサ＝エジェンに任じられたのかも知れない。

- 64) 例えば、『宗譜』によるとアルトゥンガの嫡夫人はトゥンギャ氏の「阿古礼墨爾根（アグリ＝メルゲンか）」の娘であるが、この「阿古礼」は『通譜』に伝のあるランバイの同族の「阿顧礼」のことであろう（『通譜』巻二十、佟佳地方佟佳氏、阿顧礼伝）。またどの程度近しい一族かはわからないが、シュルガチの嫡夫人もトゥンギャ氏の出身である。
- 65) 順治帝親政期のジルガランの動向については、磯部淳史「順治朝における皇帝・旗王関係についての一考察——順治八年～十二年の政局をめぐって——」（『立命館東洋史学』32、2009、31～61頁）参照。
- 66) 『初集』巻一百三十九、羅託伝。なお口は就任時には王爵を有していなかったため、厳密には旗王系グサ＝エジェンではない。

文献・史料目録

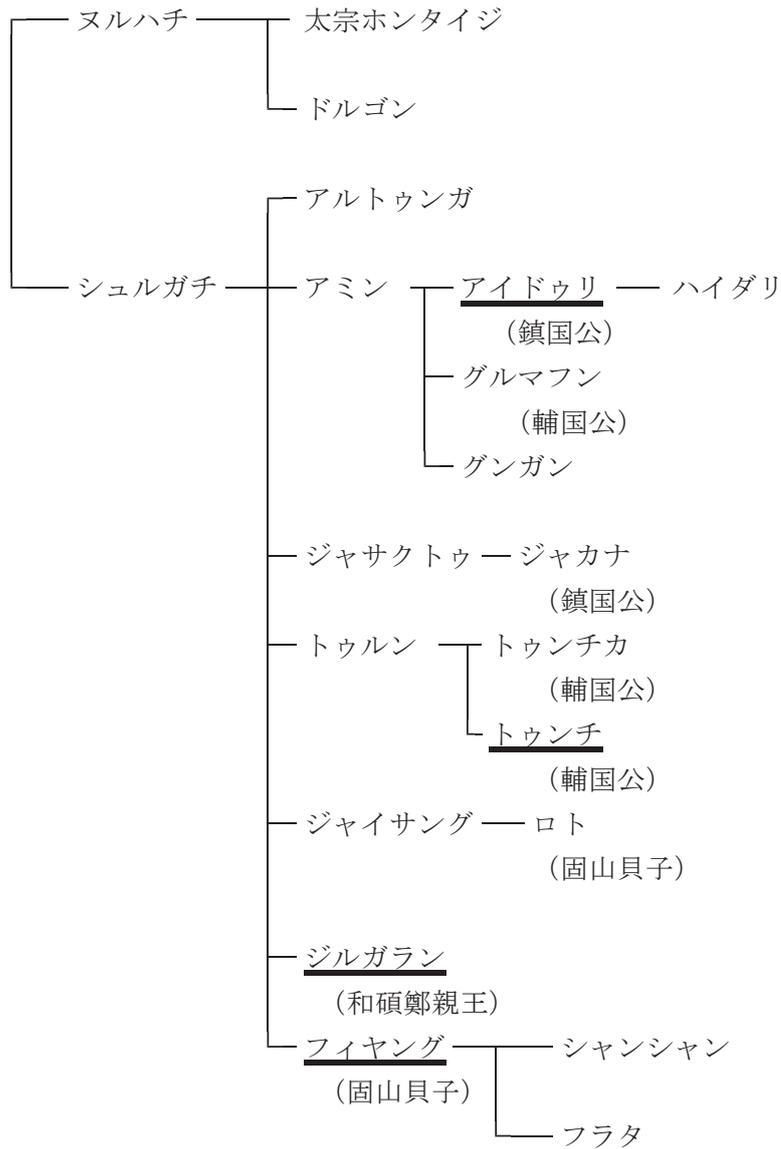
- 阿南惟敬（1967）「清初固山額真年表」『清初軍事史論考』甲陽書房、1980（原載『防衛大学校紀要』15）、243～267頁
- 磯部淳史（2007）「ドルゴン政権と順治初年の抗争」『清初皇帝政治の研究』風間書房、2016、69～102頁（原載『立命館東洋史学』30）
- （2010）「太宗・順治朝におけるグサ＝エジェンとその役割」『清初皇帝政治の研究』風間書房、2016、103～129頁（原載『満族史研究』9）
- （2019）「太宗朝・順治朝における鑲紅旗と旗王系グサ＝エジェン」『東方學』138、41～58頁
- 杉山清彦（2015）『大清帝国の形成と八旗制』名古屋大学出版会
- 鈴木真（2012）「清朝前期の鑲藍旗旗王家」『社会文化史学』55、23～50頁
- 杜家驥（1998）『清皇族と国政関係研究』台北、五南圖書出版公司

- 『老檔』：満文老檔研究会訳注『満文老檔』（太祖朝3冊、太宗朝4冊）東洋文庫、1955-1963
- 『太宗実録』：『大清太宗文皇帝実録』（『大清歴朝実録』所収）台北、華文書局、一九六四順治初纂漢文本・満文本『大清太宗文皇帝実録』（マイクロフィルム資料、東洋文庫東北アジア研究班所蔵）
- 『世祖実録』：『大清世祖章皇帝実録』（『大清歴朝実録』所収）台北、華文書局、1964康熙初纂漢文本『大清世祖章皇帝実録』（『清三朝実録』所収、京都大学人文科学研究所所属）
- 『初集』：『八旗通志初集』（全8冊）長春、東北師範大学出版社、1985
- 『通譜』：『八旗満洲氏族通譜』瀋陽、遼瀋書社、1989
- 『訳編』：中国歴史第一档案馆編『清初内国史院満文档案訳編』（全三冊）北京、光明日報出版社、1989
- 『続集』：『欽定八旗通志』（全12冊）長春、吉林文史出版社、2002
- 『満文内国史院檔』：『順治朝満文内国史院檔』北京、中国歴史第一档案馆、2003（マイクロフィルム資料）
- 『原檔』：馮明珠主編『満文原檔』（全10冊）台北、沉香亭出版企業社、2005
- 『宗譜』：『愛新覚羅宗譜』（全31冊）北京、学苑出版社、2008
- 『天聰八年檔』：東洋文庫東北アジア研究班編『内国史院檔 天聰八年』（Ⅰ・Ⅱ）東洋文庫、2009
- 『天聰五年檔』：東洋文庫東北アジア研究班編『内国史院檔 天聰五年』（Ⅰ・Ⅱ）東洋文庫、2013

※本稿における満文史料の訳文のうち、『内国史院檔』の太宗朝部分は上述の訳本によったが（一部都合により表記を改めた箇所もある）、『太宗実録』と『内国史院檔』の順治朝部分については拙訳を用いた。

（本学文学部非常勤講師）

系図 1：鑲藍旗シュルガチ家略系図



※ () 内は崇徳年間の爵位、下線はグサ=エジェンに任官したことのある人物

系図 2：ウラ=ナラ氏・清宗室関係系図

